

## 国立大学法人高知大学建設工事等随意契約実施取扱細則

平成16年4月1日  
規則第122号

最終改正 令和7年1月20日規則第53号

(趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学における施設整備事業に伴う随意契約の実施等については、国立大学法人高知大学会計規則その他の規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この細則の定めるところによる。

(工事請負契約締結のため随意契約によることができる場合)

第2条 国立大学法人高知大学会計規則第31条第1項第4号の規定により、工事請負契約締結のため随意契約によることができる場合は、予定価格が500万円を超えない工事をさせるときとする。

(随意契約による場合の予定価格等)

第3条 国立大学法人高知大学契約事務取扱規則第16条第2号により処理することとした場合においても、次に掲げる措置を講じ、契約事務の適正化を図るものとする。

(1) 契約担当役は、予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略することとした場合においても、必要に応じ補助職員をしてあらかじめ書面による予定価格の積算を行わせ、その積算資料を当該契約に係る決議書に添付させるよう指示できるものとする。

(2) 契約担当役は、見積書の徴取を省略することとした場合においても、必要に応じ補助職員をして口頭照会による見積り合せ又は市場価格調査等を行わせ、その結果を記載した資料を当該契約に係る決議書に添付させるよう指示できるものとする。

(工事請負契約における随意契約方式の運用)

第4条 国立大学法人高知大学会計規則第31条第2項の規定による工事請負契約における随意契約方式の運用については、工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について(昭和59年11月27日付文施監第67号文教施設部長通知)の規定を準用するものとする。なお、同規程中「会計法令」及び「予算決算及び会計令」を「国立大学法人高知大学会計規則等」と読み替えるものとする。

(工事請負契約における随意契約のガイドライン)

第5条 工事請負契約における随意契約のガイドラインについては、工事請負契約における随意契約のガイドラインについて(平成11年1月20日付11施指第4号文教施設部指導課監

理室長通知)の規定を準用するものとする。なお、同規程中「会計法」及び「予算決算及び会計令」をそれぞれ「国立大学法人高知大学会計規則等」と読み替えるものとする。また、同規程中、随意契約を行おうとする場合の事前の大臣官房文教施設企画部契約情報室長への協議は、不要とする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年1月20日規則第53号)

この細則は、令和7年1月20日から施行する。